

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

<主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業>
 <国道170号・高槻東道路 道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>1 建設事業評価審議会</p>	<p>委員の現場視察は、大阪府建設事業評価審議会、都市整備部会における審議を円滑に行える様、審議対象事業箇所の内、委員が希望する箇所に赴き、現地の確認を行うものです。府民の皆様のご意見につきましては、審議対象事業に対する府民意見等の募集を行い、文書による府民意見の提出や直接ご意見を陳述いただけるようにしております。</p> <hr/> <p>大阪府では、大阪府建設事業評価実施要綱に基づき、一定規模以上の事業を対象に、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とした、建設事業評価を実施しています。建設事業評価では、都市計画等の上位計画における位置づけや、事業を巡る社会経済情勢等を踏まえつつ、費用便益分析等の効率性や自然環境等への影響と対策などを評価の視点として府の対応方針（案）を示し、外部委員の意見を聞き、その意見を尊重して事業の実施、継続、休止、中止、再開等の対応方針を決定しています。建設事業評価の実施時期は以下の通りとして、運用しています。</p> <p>（事前評価） 事業費の予算化を予定している前年度内</p> <p>（再評価） 10年を経過した時点で継続中の事業について、事業採択の年度を含め10年度内。再評価実施後5年を経過した時点で継続中または未着工事業については、5年経過後の年度内。</p> <p>「国道170号・高槻東道路道路改良事業」については、平成18年9月に事前評価、平成28年8月に再評価を実施し、事業の継続の方針が決定されています。</p> <p>「主要地方道枚方高槻線（都市計画道路牧野高槻線）道路改良事業及び関連道路改良事業」については、今年度事前評価を行っています。</p> <p>建設事業評価の審議内容については、審議概要や資料、意見具申、府の対応方針などを大阪府ホームページに順次掲載し公表しています。</p>

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

＜主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業＞

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>2 （主） 枚方高槻線（都） 牧野高槻線 の淀川渡河位置及びルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧野高槻線は絶対反対。(1).(47) ・ ルート変更ない限り、反対。(7) ・ そもそも橋は必要なのか。橋の位置は適切なのか。再評価すべきではないのか。(11) ・ 前島地区が反対する中で、それに替わる代案（他ルート）を示して下さい。それが困難な場合は計画廃案として下さい。(12) ・ 牧野高槻線は、新名神高速道路の側道にして、R171号につなげてほしい。(14) ・ 十三高槻線1期工事終了後、交通量が増え、予期した以上に騒音や振動があり、また歩行者の危険度が増しています。牧野高槻線が開通すれば更に危険度が高まりますので、町内を通らない道路工事をお願いしたい。(16) ・ 家の在る所に牧野高槻線を持ってこないで下さい。(18) ・ 民家、集落のない地域へ計画変更。クリーンセンター付近。(20) ・ 主要地方道枚方高槻線の建設には絶対反対。計画されている道路は、集落を南北に分断し、騒音・振動・排気ガスをもたらすと共に、南域では淀川・檜尾川・牧野高槻線・十三高槻線の土手等で囲まれるすり鉢状の住区となり、ご近所さんの顔も見れなくなる。そんな住環境の変化をもたらす道路建設には絶対反対。(23) ・ 牧野高槻線について、前島地区を分断して道路ができることになっているようだが、住民の反対を無視して強行に工事を行うことは容認できない。計画を見直し、住民の地域を分断しないよう道路をもっと南側に設けることを望む。(28) ・ 道路計画を見直す（計画中止）。(29) ・ 現在の計画では民家の横を道路が通るため、騒音、振動等の被害が予想される。（昼夜24時間）よって、ルート変更もしくは計画の中止を要求。(37) ・ 牧野高槻線のルート変更。「今なら出来る」キャッチフレーズではないが、高槻側の着地場所を少し枚方側に計画することにより、住宅地を通らないルートができます。工事費等は若干高くなると思いますが、健康被害を考えると検討の余地はあると考える。(38).【3】 ・ 高校が2020年には完全移転になります。そちらのほうにルート変更をお願いします。(39) ・ 牧高線、十三高槻線第2期道路、絶対反対。(44) ・ 下流地域へのルート変更を希望。(45) ・ 大阪府のあまりにも不誠実な対応 前島地域にとって、より前向きな提案をこれまでしてきました。（新しい地権者が発生しないルート変更や現在では可能である渡河橋を斜めに架けるなど） しかしながら、大阪府は検討の余地が無いのかのような対応でありました。 地元住民の生活は道路計画より下位に置かれてるという事なのではないでしょうか？(48) ・ 樋之上町～とうかえでの道間のほうが、道幅も広く、牧野駅前の渋滞に比べて、比較的交通量も少なく、買収も手間のかかる店やビルも少ないと思える。(56) ・ 橋の重要性は理解できるが、なぜ現在の場所ありきなかわからない。なにか利害がからんでいるとしか思えない。 新名神と並行が工期、工費共に早く安くできると思える。(56) ・ 鶴殿のヨシ原についても、環境保全是大事であるが、ヨシは地下茎でいくらでも広がるので、管理区域を若干変更するだけで十分環境は守られる。 ぜひ一考の上、一日も早い着工、完成を望んでいる。(56) ・ 牧野高槻線渡河橋が本当にベストなのか、沿線住民は新名神高速道路橋との併設を望んでいます。審議会の中でも少しは議論されましたが、もっと突っ込んだ議論をお願いします。(58) ・ 枚方市は平成26年3月に淀川渡河橋の検討を発表し、大阪府に提出したと聞いている。枚方市の検討には、新名神高速道路との併設橋については、困難な課題も書いている。そして現在、新名神高速道路事業が進行中と言うことも承知をいたしております。その上で、西牧野沿線住民の環境を守るために、当審議会でも十分な検討をお願いしたい。【4】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 淀川を渡河する橋梁が、大阪府北東部において、南は枚方市の枚方大橋から北は京都府八幡市の御幸（ごこう）橋まで約12km離れています。 現在、枚方大橋は、慢性的な渋滞が発生しており、（主）枚方高槻線（都）牧野高槻線の整備は、枚方大橋に集中する交通を分散させ慢性的な渋滞を緩和し、また、防災面の機能強化及び淀川により分断されている都市間交流の促進等にも寄与するものです。 ・ ルートについて、事業化に向けた検討を行った結果、幅員や構造等の変更を行ったもので、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないようにしています。 ・ 下流地域へのルートは、住宅地等をさけ、下水道施設などの公共施設を通るルートとした場合には、施設が既に稼働していることや、下水道施設や道路施設が重複するなどの課題があることから、現計画が優位です。 ・ 新名神高速道路への併設については、国や地元市などとともに、構造、施工方法及び支障物件等について検討し、事業費や事業期間に多大な影響があるとの結果が出されており、現計画が優位です。

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

＜主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業＞

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>3 構造・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前島下地区は淀川堤防と檜尾川堤防の狭間にあるすり鉢形に位置する集落。この2線の道路が縦断する事で地区の分断、強まる大気汚染、自然破壊を受け入れる事は断じて出来ません。(2) ・町内が分断。集落の分断。地域住居が分断。、街づくり。(6). (20). (25). (45) ・高槻市は「現行ルート、高さなど、高架式、側道や上下水道を設置して可能な限り利便性を向上したうえで、地域にとって大いにメリットのある街づくりを進めたい」という見解でした。地域にとって大いにメリットのある街づくりを進めたいという言葉だけでは良いイメージですが、道路建設後、自分たちで考えろということになりかねない。地域が分断され、周囲を6～10mの道路で囲まれ、汚染物質が多い地域にどうやって人を呼び、土地を活用し、住みよい環境を作れというのです。牧野高槻線廃止。(8) ・死角が増え、治安が悪くなる可能性が出てくる。(10) ・前島地域を分断する巨大な高架道路の建設など地域住民にとってデメリットでしかない。(11) ・この計画で前島は何のメリットもなく地区は分断。(12) ・牧野高槻線は、R171号につながらない中途半端な道路。高架道路になるので、前島住民の生活道路が高架橋で寸断される。(14) ・生活環境を破壊する道路計画には絶対に反対。地上約6～10メートル高の高架（垂直壁）道路が住居地域を分断、地域住民の良好で親密な人間関係・世帯間の絆を壊す、また住居地域と農地を分断する等、高齢住民の日常の営みに不便を強いるなど、生活環境に壊滅的な影響を及ぼす。(15). (22). 【2】 ・地区の分断、往来に支障。基本的に反対。(21) ・地域住居の分断。高架道路から受ける圧迫感に耐えられない。(29) ・大橋を作る自体反対。村を分断してまで作る必要はない。(31) ・絶対反対。静かな田園の住宅風景がなくなります。二分割、三分割されます。(32) ・地域が4つに分断。街づくり計画不可能。農地耕作死活問題。(34) ・地元にもメリットがない。地元が分断される。(35) ・最近も高架道路でガードレールを超え、落下している事故も散見されている。このことから、高架直下の住宅の安全面、安眠等を確保するための方策を示すべきである。(38). 【3】 ・前島地区を6m程度の高架で縦横に分断。何事においても不備を用いる。(38) 【3】 ・牧野高槻線について、6mの高さに道路でき、住民に多大な迷惑を被ることが目に見えている。絶対反対。(41) ・橋梁による高架の為、住居が分断されてしまい、住民の生活が非常に不便になってしまう。(43) ・高架が垂直壁構造の現計画道路では、住居と農地の分断が予想され、日々の農作業に大きな負担が生じる。(45) ・高架道路のため、地元の者は利用できず、営農活動妨げられ、街の発展を阻止される。このようなことが明らかな以上、道路計画を認める訳にはいかない。(46) ・地域分断の恐れがある。 現在前島地域は約70世帯の村で250名前後の人たちが暮らしています。 渡河橋は、高さ10mから段々下がり、十三高槻線との接合部は6mであると伺っています。 大阪府は6mの高さの道路は地域の分断にはならないと言っていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。理解できません。 地域の為には平面道路こそが地域分断を避ける唯一の道路であると信じています。 高さ6m道路で、住宅地と住宅地、また住宅地と農地、農地と農地が分断されない保証がどこにあるのかわからない。(48) ・また、生活圏に高さ6mの道路がある場合の街づくりに関してもなんら提案がありません。大阪府は高槻市に丸投げ状態です。道路を造る主体がこんなことで良いのですか？はなはだ疑問です。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分断について、既存道路との交差部においてクリアランスを確保することで通行機能等に配慮するとともに、擁壁構造ではなく橋梁形式とすることで、出来るだけ道路によって地域分断とならないような構造としています。 ・また、交通安全上の配慮等から、交差形状が出来るだけ単純で小さく、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないよう国道170号（都）十三高槻線と（主）枚方高槻線（都）牧野高槻線とを丁字交差としています。 ・地域が目指すまちづくりに応じて、必要な副道等の検討を行っていきます。

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

＜主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業＞

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>3 構造・まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や防災の観点からも重要な道路であり、住民生活に配慮しつつも、早期に工事完了をお願い。(50) ・歩道の安全強化（ガードレール等）(51) ・渋滞対策をしっかりとしてほしい。(51) ・横断歩道を増やしてほしい。(51) ・渋滞にならないようにしてほしい。(52) ・府道13号（京都守口線）の渋滞が今でも発生している中、橋をつくることでさらにひどくならないか、心配。手厚い対策をお願い。(53) ・牧野駅前（ライフ前）からマンションに向かったの横断歩道。子供や高齢者の横断は危険を伴っている。(55) ・近い将来、小学校が統廃合になり、登下校の子供たちの横断歩道の安全がすごく心配。(55) ・現状、道路両側の歩道が狭く、段差がある中、「自転車歩道通行可」となっている。歩道の拡幅整備が必要。(57) ・枚方市阪1丁目「阪歩道橋」を小学生の通学路として利用。今後も当然必要なので、今回の道路拡張工事により、より安全な歩道橋にしていきたい。(57) ・医療サービスの享受、災害等での広域的な迂回ルートの確保など、市民生活の質や安全の向上に貢献して頂きたい。(57) ・4車線化に伴う、子供や高齢者が安全に渡れる横断歩道の対策、歩道の凸凹の改修と十分な幅員、道路わきの深く、幅が広い水路の蓋掛けの検討等を行っていただきたい。(58).【4】
<p>4 環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前島下地区は淀川堤防と檜尾川堤防の狭間にあるすり鉢形に位置する集落。この2線の道路が縦断する事で地区の分断、強まる大気汚染、自然破壊を受け入れる事は断じて出来ません。(2) ・騒音、振動、大気汚染、日当たりなどで絶対反対である。(3) ・牧野高槻線に関しては、前島地域においては、生活するうえでは大打撃。自然を破壊し、道路の振動、大気汚染、景観等が生じ、毎日、生活している住民のことは1番に考えているか。私たちの生活は、便利になることばかり望んでおりません。自然を破壊してしまえば、もう元には戻らないのです。(5) ・交通量が増えることが目に見え、とても住みにくい町内になってしまう。多少不便でも、自然が多くのだかな場所で子供を育てられればと思いついてきたのにとっても残念でなりません。(6) ・牧野高槻線が通ることになれば、道路から200mのところまで生活。今後、自宅はコの字型に6～10mの道路に囲まれることとなります。今の環境では、前島の焼却場による大気中の汚染物質は基準をクリアしていると聞いていますが、今後、3方囲まれた自宅では、風の流れが変わり、汚染物質の量が増えるのではないのでしょうか？それによる健康被害が起こると考えます。(8) ・大気汚染の拡散、騒音拡大が懸念され、前島地区を分断する道路計画に反対。今尚、近隣には産廃業者の存在が種々な問題も発生し、対処、そのような中で、牧野高槻線が計画通り着工されると更なる環境悪化が必須。(12) ・日常生活においても、不便が生じ、将来に渡って農業を守りながら大気汚染と騒音に向かっているかなければなりません。(12) ・日に3万台以上の車両通行による排気ガス、騒音、振動など健康面への影響。健康で穏やかな生活を維持するためにも絶対に認めることは出来ない。(15). (22).【2】 ・ルート変更、騒音、振動、大気汚染、日当たり。(18) ・公害被害。交通量と公害は比例する。(20) ・日照権の問題、車両の通行による騒音、排気ガス等の問題が発生する可能性が大。日常の生活に悪影響が懸念される。基本的に反対。(21)

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

＜主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業＞

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>4 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道枚方高槻線の建設には絶対反対。計画されている道路は、集落を南北に分断し、騒音・振動・排気ガスをもたらすと共に、南域では淀川・檜尾川・牧野高槻線・十三高槻線の土手等で囲まれるすり鉢状の住区となり、ご近所さんの顔も見れなくなる。そんな住環境の変化をもたらす道路建設には絶対反対。(23) ・自宅の南側10～15mのところ橋（道路）が出来ると日照条件が悪化し、日常生活及び身体的・精神的に苦痛を伴う。また、交通量増加で、排気ガス、騒音、振動等、生活環境が著しく悪化するため、断固反対。(24) ・騒音、振動、大気汚染、日当たり(25) ・高架の道路は騒音、振動、大気汚染を増加させ、市のゴミ焼却場、産廃焼却施設2つ、産廃処理施設が数カ所ある前島地区の居住環境に住むに堪えなくする恐れ。堤防、高架道路に囲まれ、前島地区がスリパチの底にある地形となり、風通し、景観的に非常に悪くなる。前島の多くの土地が死に地になる。(26) ・主要地方道枚方高槻線について、交通量の分散で渋滞緩和には良いが、反面、大気汚染や騒音の問題、又、近隣住民の壁に対する圧迫感や日照問題など、精神的にも苦痛を伴うことになると思われるので反対します。(27) ・交通公害も計り知れない。(29) ・R170号～R171号の上牧交差点沿いで、約25PPM～45PPMあると言われている。牧野高槻線が出来れば約35,000台／日の交通量になる。なぜ牧野高槻線が必要なのか。絶対反対。(30) ・公害が多くなり、騒音、振動、大気汚染がひどくなるため反対。(31) ・産廃業者が2カ所あり、環境が悪い中、牧野高槻線、十三高槻線Ⅱ期が開通すると騒音、排気ガス、振動問題、地域住民の住環境がますます最悪となり、健康被害に懸念する。住居、田、畑の日当たり、風向きの問題もある。(33) ・生活環境の悪化問題。(34) ・現在の計画では民家の横を道路が通るため、騒音、振動等の被害が予想される。（昼夜24時間）よって、ルート変更もしくは計画の中止を要求。(37) ・高架直下における住宅、特に南側が高架になっている住宅は、一日中日が照らない。騒音、排気ガス、落下物等も想定され、安全とは言えない状況。(38)【3】 ・牧野高槻線について、前島地区6m程度の高架直下に住宅があるため、騒音、排気ガス、落下物等を考えると、安心して生活することができない。それにより、うつ病にもなりかねません。誰か保障してくださるのでしょうか。(39) ・府道14号（十三高槻線）との接続により、交通量が増え、騒音、振動、大気汚染が増える。(40) ・騒音、振動等による生活環境が悪化する。(42) ・騒音、振動、日照時間の問題が発生し、多大な悪影響が懸念される。(45) ・騒音、振動、大気汚染、街の分断などデメリットしかない。(46) ・都市計画道路については、以下の理由により反対。 環境悪化の懸念が大きい。 完成後には毎日4万台の車両が通行するとの事であり、騒音、大気汚染、振動等の大きな不安があります。 特に前島地区は、高槻市のゴミ焼却場があるばかりではなく、産業廃棄物処理業者や2社存在しています。 現在でも、大気汚染やゴミ等の飛散物で苦しめられている実態があり、これ以上環境悪化をもたらす構造物はいらないと考えています。 環境悪化の為に病気になり、苦しむ人が出れば、大阪府は責任をとってくれるのでしょうか？(48) 	

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

＜主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業＞

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」	府の見解
<p>4 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防音対策をしっかりとしてほしい。(51). (52) ・夜、あまりにまぶしいと困ります。(52) ・住宅に近すぎると困ります。(52) ・工事の実施にあたっては、住民の安全確保を最優先に考えていただくとともに、環境面を十分配慮した工事計画を立てていただくよう要望いたします。(54) ・事故が起こり、犠牲者が出てからでは遅い。住環境をいろんな面から十分に検討、熟慮を徹底して。(55) ・2万台が4万台で4車線になったときの騒音と安全が想像できない。(55) ・道路拡幅工事により、交通量が増え、騒音、振動、排気ガス、渋滞等の対策と渋滞緩和の方策を講じていただきたい。(57) ・環境面にあたっては、沿道環境、自然環境の対策と騒音に係る環境基準に特に注意して頂きたい。人の健康の保護及び生活環境の保全を維持して頂きたい。(57) <p>阪1丁目地区は昭和36年よりの住宅地でもあり、住居の老朽化も進んでおり、道路拡張工事により振動等による被害が及ばぬように配慮をお願い。(57)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都守口線の大型車両の通行量は、深夜に多いのが特徴。一日交通量に係数をかけた予測ではなく、夜間を含めた大型車両の交通量調査を行い、実態を把握した対策を講じていただきたい。(58). 【4】 ・沿線の騒音、振動、排気等について、6月19日の審議会で委員から「環境基準を満たしているだけでなく、より少なくというのが環境基準の考え方」と指摘され、大阪府は「よりよい環境を目指す」と答弁。この「非悪化」原則を堅持し、環境の改善に努めて欲しい。近くに西牧野小学校があり、子供に対する騒音、振動、排気ガス等の対策や学習環境対策をとってください。(58). 【4】 ・交差点付近のグレスコーポマンション、西牧野1丁目では住宅に新設道路が最も接近するところは約17m、道路沿線住宅、牧野駅前ハイツマンション等への騒音、振動、排気ガス等の環境対策に万全を期して頂きたい。(58). 【4】 ・窓を閉めていても車、バイクの騒音がひどくてテレビの音が聞こえません。テレビだけが楽しみの我々年寄りには車、バイクの通行が多くなると、これ以上の騒音で頭、心身共にストレスが増すでしょう。立ち退きを強要していると思えません。(59) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の説明会等では、牧野高槻線の予測は約3万台。京都守口線の一日の交通量は現在2万台ですが、そのうち2万台が牧野の方へ入ると言うことで1日に4万台に増加すると予測。しかし、枚方市が平成26年3月に作成した、淀川渡河橋の検討資料では牧野高槻線、枚方市予測は1日2.3万台、大阪府の予測は1日3万台、約1.3倍多い。京都守口線の枚方市予測は1日につき2.6万台、大阪府予測は1日4万台で約1.53倍多い。枚方市の検討資料と大阪府の交通量予測では、大きな違い。この枚方市と大阪府の交通量予測の違い、当審議会としてもどちらが妥当なのか審議をお願いしたいと思えます。【4】 ・京都守口線の交通量は現行2万台⇒4万台に倍増と予想。果たしてそうなのか。人口減少、若者の車離れ、高齢化に伴う運転免許証の返上。ご検討ください。(58). 【4】 	<p>交通量の違いについて、枚方市はH25年度(H26年3月)に(主)枚方高槻線((都)牧野高槻線)2車線、(主)京都守口線2車線の条件で予測しております。大阪府は、H29年度(H29年8月)に(主)枚方高槻線((都)牧野高槻線)4車線、(主)京都守口線4車線の条件で予測しております。車線数を増やすと交通容量が増加し周辺道路から交通の転換がされるため、交通量も増加します。</p>

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解
 <国道170号・高槻東道路 道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「()」は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号	府の見解
<p>2 国道170号(都)十三高槻線のルート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十三高槻線は既存道路使用。(1) ・十三高槻線1期道路、新名神高速道路の開通、八丁畷交差点の車線拡大により、国道171号の八丁畷交差点の慢性的な渋滞は解消されています。1期道路から、檜尾川左岸へ車は順調に流れているのに、2期工事の必要性が分かりません。(2) ・檜尾川堤防道路は、暫定道路となっていますが、正規のルートとして、確定され下流の演習橋と直線道路で牧野高槻線へつなげるよう計画の見直し。(7) ・淀川右岸堤防を通行して、運用。→計画変更。(20) ・中堤防、檜尾川堤防を改修して仮設道路にて運用しているので、この道路で十分。(20) ・反対。檜尾川に沿って道路を作ってもらえば、少しは静かな村になる。今後の街づくりにも良い。1期工事後は車の数は多く、非常に大きな車も走っている。(32) ・牧高線、十三高槻線第2期道路、絶対反対。(44) ・仮設道路として使用される檜尾川堤防へのルート変更、もしくは平面道路への変更を希望します。(45) ・十三高槻線Ⅱ期道路は、1期の仮設である枚方高槻線、檜尾川堤防を拡幅してⅡ期の正式な道路に。(47) 	<p>府の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道170号(都)十三高槻線は、全長約18kmのうち、約17kmの区間で既に整備を進めています。残る約1km区間において、ルートについて、事業化に向けた検討を行った結果、幅員や構造等の変更を行ったもので、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないようにしています。 ・道路構造令等の基準に基づき、幹線街路としての必要な線形、曲線半径及び交差点処理等を勘案し、現計画が優位です。
<p>3 構造・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前島下地区は淀川堤防と檜尾川堤防の狭間にあるすり鉢形に位置する集落。この2線の道路が縦断する事で地区の分断、強まる大気汚染、自然破壊を受け入れる事は断じて出来ません。(2) ・大阪府の当初計画の平面道路なら、まちづくりにも可能性があります。高架道路では、当地域には一切のメリットがありません(前島地域の分断)。(3) ・町内が分断。集落の分断。地域分断、街づくり。往来に支障。(6)。(21)。(25)。(45) ・十三高槻線Ⅱ期は平面道路でお願いしたい。(8)。(35) ・高架ではなく、平面道路を希望。理由：土地価格下落、日当り悪化、騒音(16) ・その他、産廃業者を減らす活動を希望。(16) ・ルートは計画通り、道路の高さは1期同様の約1.5m高で既存の道と平面交差、出入り可能とする。(18) ・絶対反対。計画道路をどう改善するというのではなく、まず、街(集落)をどのように改善できるか、お示してください。(23) ・十三高槻線Ⅱ期道路は早期に完成してほしい。平面道路にして、前島の土地の利用価値を高めて欲しい。堤防を通る府道前島安満線を廃止し、鶴殿ヨシ原、淀川に高槻の市民のアクセスを容易にし、堤防沿いに住む市民の交通安全と騒音のない生活を与えて欲しい。(26) ・国道170号道路改良事業において、1.5mの高架なら賛成の余地はあるが、高架道路となると地域の分断となるので反対。(27) ・Ⅱ期道路計画において、現在は道路の高さが周辺の田の高さと著しく差異。地域住民が望むよう可能な限り平面道路となるよう計画の変更を望む。(28) ・高架道路の為、思うような街づくりができない。単なる通過道路になり、住民に対してのメリットがない。前島住民が納得いく条件でなければ絶対反対。(29) ・地域が4つに分断。街づくり計画不可能。農地耕作死活問題。(34) ・高架にすることは反対するが、地元住民が利用しやすい平面道路であって、地元の発展に寄与する道路であれば計画を進めていただきたい。(46) ・地域分断の恐れがある。現在前島地域は約70世帯の村で250名前後の人たちが暮らしています。渡河橋は、高さ10mから段々下がり、十三高槻線との接合部は6mであると伺っています。大阪府は6mの高さの道路は地域の分断にはならないと言っていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。理解できません。地域の為には平面道路こそが地域分断を避ける唯一の道路であると信じています。高さ6m道路で、住宅地と住宅地、また住宅地と農地、農地と農地が分断されない保証がどこにあるのかわからない。(48) ・また、生活圏に高さ6mの道路がある場合の街づくりに関してもなんら提案がありません。大阪府は高槻市に丸投げ状態です。道路を造る主体がこんなことで良いのですか？はなはだ疑問です。(48) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分断について、既存道路との交差点においてクリアランスを確保することで通行機能等に配慮するとともに、擁壁構造ではなく橋梁形式とすることで、出来るだけ道路によって地域分断とならないような構造としています。 ・また、交通安全上の配慮等から、交差形状が出来るだけ単純で小さく、可能な限り新たな都市計画制限が発生しないよう国道170号(都)十三高槻線と(主)枚方高槻線(都)牧野高槻線とを丁字交差としています。 ・地域が目指すまちづくりに応じて、必要な副道等の検討を行っていきます。

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解
 <国道170号・高槻東道路 道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「()」は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号	府の見解
<p>4 環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前島下地区は淀川堤防と檜尾川堤防の狭間にあるすり鉢形に位置する集落。この2線の道路が縦断する事で地区の分断、強まる大気汚染、自然破壊を受け入れる事は断じて出来ません。(2) ・騒音、振動、大気汚染、日当たりなどで絶対反対である。(3) ・交通量が増えることが目に見え、とても住みにくい町内になってしまう。多少不便でも、自然が多くのだかな場所で子供を育てればと思い返ってきたのにとっても残念ではありません。(6) ・第2期道路は反対。前島地域は堤防で囲まれている為に、業者による廃棄物の気体の臭い等がこもっていて、又、更に道路が増えれば、排気ガスが更にたまり地域として、道路を完成よりも住民を第一に考え、計画の見直しをお願い。(7) ・田畑への日当たりが悪くなる。交通量の増加による環境悪化。以上の問題に対し、納得のいく解答がないのであれば、絶対に着手は反対。(10) ・日に3万台以上の車両通行による排気ガス、騒音、振動など健康面への影響。健康で穏やかな生活を維持するためにも絶対に認めることは出来ない。(15)。(22)【2】 ・日照権の問題、車両の通行による騒音、排気ガス等の問題が発生する可能性が大。日常の生活に悪影響が懸念される。基本的に反対。(21) ・自宅の南側10~15mのところ橋(道路)が出来ると日照条件が悪化し、日常生活及び身体的・精神的に苦痛を伴う。また、交通量増加で、排気ガス、騒音、振動等、生活環境が著しく悪化するため、断固反対。(24) ・騒音、振動、大気汚染、日当たり(25) ・十三高槻線Ⅱ期道路は早期に完成してほしい。平面道路にして、前島の土地の利用価値を高めて欲しい。堤防を通る府道前島安満線を廃止し、鶴殿ヨシ原、淀川に高槻の市民のアクセスを容易にし、堤防沿いに住む市民の交通安全と騒音のない生活を与えて欲しい。(26) ・R170号~R171号の上牧交差点沿いで、約25PPM~45PPMあると言われている。牧野高槻線が出来れば約35,000台/日の交通量になる。なぜ牧野高槻線が必要なのか。絶対反対。(30) ・道路作る自体反対。騒音、振動、大気汚染がひどくなるため反対。(31) ・騒音や空気も悪くなる。静かな住みよい住宅地を望んでいる地元の者にとって二期工事の道路はつけて欲しくない。(32) ・産廃業者が2か所あり、環境が悪い中、牧野高槻線、十三高槻線Ⅱ期が開通すると騒音、排気ガス、振動問題、地域住民の住環境がますます最悪となり、健康被害に懸念する。住居、田、畑の日当たり、風向きの問題もある。(33) ・生活環境の悪化問題。(34) ・急速に道路が出来て、空気が汚れているのを実感します。最近、喉が痛くなる事が多くなりました。(36) ・高架直下における住宅、特に南側が高架になっている住宅は、一日中日が照らない。騒音、排気ガス、落下物等も想定され、安全とは言えない状況。(38)【3】 ・騒音、振動等による生活環境が悪化する。(42) ・通行車両の増加による騒音、排ガスの被害が心配。(43) ・騒音、振動、排ガス問題が生じ、住民の道路利用も不便と何のメリットも感じられません。(45) ・都市計画道路については、以下の理由により反対。 環境悪化の懸念が大きい。 完成後には毎日4万台の車両が通行するとの事であり、騒音、大気汚染、振動等の大きな不安があります。 特に前島地区は、高槻市のゴミ焼却場があるばかりではなく、産業廃棄物処理業者や2社存在しています。 現在でも、大気汚染やゴミ等の飛散物で苦しめられている実態があり、これ以上環境悪化をもたらす構造物はいらないと考えています。 環境悪化の為に病気になる、苦しむ人が出れば、大阪府は責任をとってくれるのでしょうか？(48) 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意に環境影響評価を実施し、騒音・大気(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)・振動については環境基本法に基づく環境基準及び振動規制法に基づく要請限度を満足しています。 ・日照障害については、日影となる時間が参考とする指標を超過する箇所があることから、今後道路構造等の精査を行うとともに、地域が目指すまちづくりに応じて、必要な副道等による影響緩和などの検討を行っていきます。

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

<主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業>
 <国道170号・高槻東道路 道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」		府の見解
5 その他	(1) 号号市 設線道 置と東 の天 交川 差4 点0 信1	十三高槻線1期区間の2車線での供用に伴う安全対策として、地元からの要望も踏まえ、既設の府道及び市道との5箇所の交差点における信号や横断歩道の設置について、大阪府警察と協議を進めてきましたが、市道東天川401号線との交差点信号設置は交通量が少ないため、信号設置には至らなかった状況です。信号設置に代わる対策として、大阪府警察と協議を進め、走行車両に対する注意喚起標識、路面標示、視覚的に車両速度を抑制するためにポストコーンを設置するなどの対策を実施しています。今後、交通状況の変化に応じて安全対策を警察と協議していきます。
	(2) 中堤橋 信号設 置	中堤橋の信号設置につきましては、警察と協議を継続しているところです。当面の対策として、交差点部のカラー舗装（交差点手前の減速対策、交差点のカラー化による交差点の明確化）等の安全対策を実施しています。
	(3) 警察所 管	信号機設置は警察の判断になります。今後、府道京都守口線4車線化の道路詳細設計に合わせ、警察に確認いたします。
	(4) 抑車 制両 速度	駐車違反等の取り締まりについては、警察の所管となるため、お伝えします。
	(5) 歩道 整備 枚方 高 槻 線	国道170号の国道171号から府道枚方高槻線までの区間は、暫定2車線のため、規制速度は40km/hで供用しています。速度超過については、警察に情報提供させていただきます。
	(6) 事業 の 必要 性	府道枚方高槻線の歩道整備につきましては、中堤橋交差点を含む安全対策について、関係機関との協議に時間を要し、着工が大幅に遅れ、ご迷惑をお掛けしました。7月より実施しておりました南側の歩道整備を含む安全対策については、9月5日に工事が完了しましたので、引き続き、今年度末を目途に北側の歩道整備を進めて行く予定です。施工にあたっては、安全対策に留意し工事を進めてまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
		国道170号は、国道171号及び府道大阪高槻京都線のバイパスとして、慢性的な渋滞緩和、広域的な道路ネットワークの形成、物流の効率化による経済の活性化、災害時の緊急輸送機能を担う重要な路線として整備するものです。今回いただいた様々なご意見については、今後の検討において活用させていただくとともに、事業の各段階において、住民の皆様にご理解いただけるよう説明してまいります。

○府民意見及び意見陳述に対する府の見解

<主要地方道 枚方高槻線（都市計画道路 牧野高槻線）道路改良事業 及び 関連道路改良事業>
 <国道170号・高槻東道路 道路改良事業>

意見書及び意見陳述の内容「（ ）は意見募集であった番号、【 】は意見陳述であった番号」		府の見解
(6) 性 業 の 必 要	<ul style="list-style-type: none"> ・十三高槻線については、今まで色々と意見を出しましたが、何一つ要望を受け入れてもらえず残念に思う。(41) ・府の方針に可能な限り協力するつもりで対案を出したが、全てはね返され結果として、当初から計画ありきとしか考えられず、現在の反対運動を決起するに至ったもの。(46) 	
(7) 辻 子 交 差 点	<ul style="list-style-type: none"> ・1期道路開通により、檜尾川を越え、国道170号辻子交差点までの渋滞が発生。この渋滞を緩和する為、現在規制されている道路の辻子交差点を2車線から4車線に拡げるなどの策を講じることはできないのか。(2) 	<p>檜尾川から辻子交差点までの府道大阪高槻京都線につきましては、国道170号（都）十三高槻線Ⅱ期の整備に合わせて4車線化する予定です。</p> <p>それまでの間は、現状の交通量を調査し、交通管理者と協議の上、渋滞緩和の検討をまいります。</p>
(8) 除 中 草 堤 橋	<ul style="list-style-type: none"> ・中堤橋から前島の方へ行く際も檜尾川の堤防の除草がなされていないため、見通しがとんでも悪く、信号もなく、危険を感じます。そのような対策も、全くできていない、されない、目先の道を造る事しか考えられていないような、道路が造られる事に対し、断固反対します。(6) 	<p>檜尾川の堤防の除草は、年一回定期的に実施しております。道路の交通安全上危険な箇所や緊急性が高い箇所については必要に応じ対応してまいります。</p>
(9) 苦 振 情 動	<ul style="list-style-type: none"> ・大型トラックが多く、家が地震の時みたいにドスンと音がしてビックリする時があります。自転車で行くのもこわいです。なんとかありませんか？昔から住んでいる人のことを考えてください。(13) 	<p>振動の状況について、確認させていただきます。</p>
(10) 線 市 へ 道 の 牧 流 野 入 長 尾	<ul style="list-style-type: none"> ・牧野高槻線と京都守口線の交差から、市道牧野長尾線の間を4車線にすると、渋滞が起こるのは必至です。なぜなら右折になる府道枚方高槻線は京阪電車と平面交差で、現在でも遮断機が下りている時間が多い（京阪電車の高架化は？）と道路も狭い。市道牧野長尾線は2車線で、沿線には量販店が多く、渋滞が多い。それに拍車をかけることとなります。ご検討ください。(58).【4】 	<p>府道京都守口線を4車線に拡幅整備する道路との交差点については、今後の詳細設計で必要な右折レーンの滞留長を確保する等、交通の円滑化を図ることとしております。</p>
(11) 都 市 計 画 決 定 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ・牧野高槻線一部区間廃止は、前島住民、弱者切り捨て。牧高線の費用対リスクが検討されていないのは、どうしてか疑問。(1) ・意見、公聴会、陳述書等、色々ありましたが、いずれもゼロ解答。何の為、誰の為、行政の、役人のセレモニー。意見書等、100%審議委員らが既読し、メモでも取っているか？(4) ・この事案以外でもゼロ解答なら、これらの意見陳述、意見書等は無用では。少数意見に耳を傾けて、こそその民主主義ではないですか。(4) ・1期道路の約束事への対応、双方向供用開始時以降に極めて不誠実であり、今後の対応に関しても全く信頼できない。これらの重要事項は何れも何ら真剣に議論されるのではなく、「現計画ありき」と思わざるを得ないほどに極めて形式的に大阪府によって審議が終結させられた。(15).(22).【2】 ・形骸化した公聴会・審議会等は絶対に納得できず認められない。我々地域住民は都市計画説明会・公聴会・意見書等あらゆる機会を通じて、道路計画がもたらす切実な問題を訴え続けてきた。単に手順は踏んだとするもので、地域住民の真意を無視した内容と言わざるを得ず、到底認めることはできない。(15).(22).【2】 ・55年間説明なく放置された計画を、唐突に大阪府決定の高槻市域説明会の開催通知。誠に不親切な告知。公述申し出、公聴会と計画見直しに対する理解や意見醸成の隙すら与えぬスケジュール。計画反対を表明している感情を無視し、大阪府は建設計画を2020年度に測量設計を23年度に工事着手したい考えであると、建通新聞社2019年5月20日の記事に載せる無神経さ。計画実行が当然であるかのような態度。このような地域住民の理解を得ようとしめない行政の言動、姿勢を見ると、地権者としても協力しがたい状況。(17).【1】 ・大阪府都市計画審議会では、会長より「この案件はこのまま進めること」と言われ、条件が付いて「地元とコミュニケーションを取る事」と説明された。その後、都市計画決定されているが、大阪府から経緯と将来計画（どの様な段階で進められるか）等、現在まで一切説明がない。住民無視である。(34) 	<p>都市計画の案を作成するにあたり、公聴会や都市計画案等の縦覧等必要な手続きを行ったうえで、都市計画を決定しております。また、公聴会など手続きに先立って都市計画の案を周知するために地元説明会を開催しております。説明会では、都市計画案の説明、公聴会等手続き、意見書の提出について、周知しております。なお、説明会の開催については、地元市広報、地元市及び大阪府ホームページで広く周知できるよう、努めております。</p> <p>事業計画等について、今後とも住民の皆様にご理解いただけるよう説明してまいります。</p>